

定 款

株式会社トーションホールディングス

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社トーシンホールディングスと称し、英文では TOSHIN HOLDINGS CO.,LTD と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理することを目的とする。

- (1) 舗装工事の設計、監理、施工
- (2) 防水工事の設計、監理、施工
- (3) 土木建築用資材の販売
- (4) 損害保険代理業
- (5) 広告代理店業
- (6) 労働者派遣事業
- (7) 不動産賃貸業
- (8) 宅地建物取引業
- (9) 古物売買並びにその受託販売
- (10) 飲食店業
- (11) 物品のリース業
- (12) オフィスコンピューター、コピーマシン、ファクシミリ、ワードプロセッサー、レジスター等事務用機器の販売及び移動体通信機器の販売及び取次
- (13) コンピューターソフトの開発及び販売
- (14) インターネット接続代行業
- (15) 通信システムによる情報提供サービス
- (16) 宅地の造成開発及び分譲
- (17) ビル・マンション及び事務所・住宅等の企画、設計、施工及び分譲
- (18) 書籍等の販売
- (19) 特定目的会社、特別目的会社に対する出資並びに出資持分の取得、保有、管理及び売買
- (20) 不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の取得、保有、管理及び売買

- (21) 不動産の取得、保有、管理及び売買
- (22) 信託受益権の取得、保有、管理及び売買
- (23) ゴルフ場の運営及び管理
- (24) ホテルの運営及び管理
- (25) 飲食喫茶及びゴルフ用品販売店の経営
- (26) 飲料水、酒類、みやげ物の販売
- (27) ゴルフ会員権の売買、仲介、保有、交換等に関する業務
- (28) 温泉から湧き出る湯の所有、管理、売買並びに温泉利用施設の運営
- (29) 寮、社宅、保養所、研修所、宿舎等の運営及び管理
- (30) 出版物の発行及び管理
- (31) 衣料品、アクセサリーの企画、デザイン、製造並びに販売
- (32) 意匠登録、商標登録等の知的所有権の権利使用料を得る権利行使業務
- (33) 再生可能エネルギーによる電気の供給に関する事業
- (34) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子広告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、25,500,000 株とする。

(単元株制度)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受けける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 7 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選

定された取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 当該選定された取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は8名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選定された取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 当該選定された取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法

令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除する事ができる。

2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第37条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

第1条 変更前定款第17条の規定の削除および変更後定款第17条の規定の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなしそう）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(平成11年7月29日 改定)

(平成12年7月28日 改定)

(平成13年7月27日 改定)

(平成14年7月30日 改定)

(平成15年7月30日 改定)

(平成16年7月30日 改定)

(平成17年7月29日 改定)

(平成17年9月12日 改定)

(平成18年3月13日 改定)

(平成18年7月28日 改定)

(平成19年7月25日 改定)

(平成21年7月29日 改定)

(平成24年7月26日 改定)

(平成年7月25日 改定)

(平成27年7月23日 改定)

(平成30年7月26日 改定)

(2022年7月28日 改定)
(2025年7月29日 改定)